

## 愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務に係る 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務に係る企画提案公募（プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1 趣旨

国内外で実用化に向けた検討が進む「空飛ぶクルマ」は、地方における過疎・離島交通、救急医療、災害救助等の地域課題の解決、観光・レジャーなどの新たなビジネス創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

そこで、愛媛県における「空飛ぶクルマ」のユースケースや利便性を見える化することで、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた県民の期待・社会受容性を高めるとともに、関係事業者の参入意欲の向上につながる検討材料を提供することを目的として、本県で想定される「空飛ぶクルマ」の運航ルート及び離発着場調査を実施する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 業務名

愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

#### (3) 業務内容

別添「愛媛県における『空飛ぶクルマ』運航ルート等調査事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 委託料上限金額

2,500千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 担当部局及び提出先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 地域政策課 交通政策室 企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2251

FAX 番号：089-912-2249

E-mail : koutsuseisak@pref.ehime.lg.jp

### 4 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

#### (i) 単独で参加しようとする者

ア 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること、又は企画提案への参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 参加申込書の提出期限の日から業務予定者選定までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

カ 企画提案書

の提出期限の前日6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

ア いずれかの構成員を代表者とすること。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

イ 代表者及び構成員のいずれもが、前記(1)の要件を全て満たしていること。

## 5 スケジュール

(1) 実施要領等の公開

令和5年4月26日（水）

(2) 実施内容等に関する質問書の提出期限

令和5年5月15日（月）

(3) 実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日

令和5年5月19日（金）

(4) 参加申込書の提出期限

令和5年5月15日（月）

(5) 企画提案書の受付期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月26日（金）まで

(6) 審査会（書面審査）の開催

令和5年5月29日（月）・30日（火）（予定）

(7) 審査会の結果通知

令和5年6月上旬（予定）

## 6 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務企画提案参加申込書（様式1）（以下「参加申込書」という。）を提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

- (1) 提出期限  
令和5年5月15日（月）17時15分（必着）
- (2) 提出方法  
メールにて、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。送付後、愛媛県交通政策室（電話：089-912-2251）に受信確認の電話を必ず行うこと。
- (3) 辞退  
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務企画提案参加辞退届（様式2）を提出すること。
- (4) 質問及び回答  
質問がある場合は、上記(1)の提出期限までに愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務企画提案質問書（様式3）を提出すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。回答は、参加申込者全員に対し行う。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出物及び提出部数
  - ア 愛媛県における「空飛ぶクルマ」運航ルート等調査事業委託業務企画提案提出書（様式4） 1部
  - イ 見積書 1部
  - ウ 企画提案書（様式指定なし） 6部
  - エ 法人・団体の概要書（様式5） 1部※  
※共同企業体として提案する場合は、構成員ごとに1部
- (2) 企画提案書等の作成方法
  - ア 記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を本として作成すること。
  - イ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載のうえ、提案に必要な一切の経費を含めること。
  - ウ 企画提案書の構成は自由であるが、本要領「8 選定方法」を参照し、事業の実施方針、調査ルート数及び調査項目等の具体的な提案内容（必ずしも具体的な運航ルートを示す必要はない）を記載するとともに、実施体制（責任者・スタッフの氏名、役職、本事業における役割）及びスケジュール（契約締結から実績報告までの大まかなスケジュール）を記載すること。
- (3) 提出期限及び提出先  
令和5年5月26日（金）17時15分まで（必着）
- (4) 提出方法  
持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送（書留）により、本要領「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。
- (5) 留意事項
  - ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合がある。
  - イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案を提出することはできない。

## 8 選定方法

### (1) 審査

ア 別途設置する「愛媛県における『空飛ぶクルマ』運航ルート等調査事業審査会審査会」において、別添「愛媛県における『空飛ぶクルマ』運航ルート等調査事業開催事業受託候補者審査基準」に基づき書類選考を行い、受託者として最適と考えられる事業者（最優秀提案者）を選定する。

イ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

### (2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 本要項「2 委託業務の内容（委託料上限金額）」を超える見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

## 9 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、個別の審査内容の照会には応じない。

## 10 契約方法

(1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、愛媛県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、愛媛県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## 11 その他

(1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

(3) 提出された企画提案書等は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の

規定に基づく公開請求があった場合は、公開の対象文書となる。

- (4) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。